

時価開示会計基準案・改正企業結合会計基準、公表 — ASBJ

去る1月11日、企業会計基準委員会は第400回企業会計基準委員会を開催した。

主な審議事項は次のとおり。

時価算定会計基準等の公開草案公表議決

わが国においては、金融商品会計基準等において、時価の算定が求められているものの、これまで算定方法に関する詳細なガイダンスは定められていなかった。一方、IASBおよびFASBは、公正価値測定についてほぼ同じ内容の詳細なガイダンスを定めている。

これらの国際的な会計基準の定めとの比較可能性を向上させ、日本基準を国際的に整合性のあるものとするための取組みの1つとして、これまで検討されてきた、企業会計基準公開草案「時価の算定に関する会計基準(案)」等について、採決が行われ、出席委員全員の賛成で公表議決された(2019年1月18日公表)。

また、これに伴う「金融商品会計に関する実務指針」等の改

2019年4月5日までとされた。
改正企業結合会計基準等の公表

これまで、条件付取得対価に関連して対価の一部が返還される場合の取扱い等について、検討されてきた。

改正企業会計基準「企業結合に関する会計基準」および改正企業会計基準適用指針「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」の採決が行われ、出席委員全員の賛成で公表議決された(2019年1月16日公表)。

会計

リース会計基準の開発着手の検討、開始 — ASBJ

去る1月24日、企業会計基準委員会は第401回企業会計基準委員会を開催した。

リース会計基準について、これまで予備的分析が行われてきたが、それらの分析と議論を踏まえ、開発に着手するか否かの検討を行う旨が示された。

国際的整合性を図る際の懸念

事務局から、リース会計基準について、国際的な会計基準と整合性を図る場合の懸念が、次のように示された。

- (1) 会計上の考え方(資産および負債を計上することに対する懸念)
 - ① わが国における賃貸借契約の規定に照らした場合、リース物件の引渡し時に、借手がリース料の支払に係る無条件の義務を有すると捉えることに対する懸念
 - ② 延長オプションについて、リース負債を認識することに対する懸念

- ③ サービスとしての性格が強い契約について資産および負債を認識することに対する懸念
- (2) 適用の困難さに関する懸念
 - ① リースの識別(法的にリース契約でない契約に含まれるリース部分の特定)
 - ② 延長オプションが含まれるリースについてのリース期間の決定
 - (3) 適用コストに関する懸念
 - ・リース物件の把握に係る管理コスト、リース構成部分とサービス構成部分の区分に関するコスト等

会計基準開発のニーズ

一方、次のような会計基準の開発に対するニーズを考慮すべきとしている。

- (1) 国際的な会計基準と整合性を図ることは、財務諸表間の比較可能性につながる

- (2) 格付機関など財務諸表利用者の資産および負債の計上に関するニーズがあることが確認されている
- (3) わが国における会計基準において、重要なオペレーティング・リースについて賃貸借処理に準じた会計処理を継続することは、重要な負債がオフバランスとなっているとの指摘を国際的に受ける可能性があり、わが国の資本市場や企業の財務報告に対する信頼性に関するリスクが大きい

事務局案と委員の意見

事務局としては、これらのニーズと懸念を総合的に比較考量して、開発に着手する方向で検討する旨の方向性が示された。委員からは、事務局の方向性に賛成意見も聞かれた一方、「緊急性に乏しいのでは」、「開発ありきでない前提で検討するならば賛成」といった意見も聞かれた。

会計

金融商品会計基準改正の意見募集に寄せられたコメント、検討

— ASBJ、金融商品専門委

去る1月22日、企業会計基準委員会は第141回金融商品専

門委員会を開催した。

2018年8月30日に公表し

た「金融商品に関する会計基準の改正についての意見の募集」（以下、「意見募集」という）について、寄せられたコメントの紹介が行われた。

第400回、第401回の親委員会でも同様にコメントの紹介が行われた。

寄せられたコメント

意見募集に対して、20の団体等、2人の個人から意見が寄せられた。

主に次の項目について、寄せられたコメントの紹介がされた。

- (1) 全般的事項
 - ・金融商品に関する会計基準の開発の意義
- (2) 識別された論点および適用上の課題について
 - ・金融商品の分類・測定
 - ・金融資産の減損
 - ・ヘッジ会計
- (3) 記載されていない論点および適用上の課題
 - ・未収配当の認識時点
 - ・子会社・関連会社株式
- (4) 開示（表示・注記事項）

専門委員の意見

信金・信組のような小規模な金融機関から開発着手に反対す

る意見が多く寄せられていることについて、専門委員からは、「基準改正の目的が、国際的に比較可能性を高めるだけでなく、基準を高品質なものとするものであれば、国内中心の金融機関にも当てはまるのでは」、「小規模な金融機関には簡便法が必要では」、「規模が小さい金融機関でも、複雑な金融商品を保有するケースもあり得るので、簡便法は慎重にすべき」との意見が聞かれた。

また、ヘッジ会計に関して、「優先順位は後ろにしてよいのではないか」という意見が多数聞かれた。

親委員会での審議

委員からは、「信金・信組から出された意見にも寄り添うことが大事では」、「改正ありきではなく、改正する理由についてしっかりと議論を深める必要がある」などの意見が聞かれ、事務局からは、これらの意見をもとに十分検討したうえで、改正に着手するか否か検討する旨が示された。

会計監査の現場感

同じ会議に参加していても、交渉相手のちよつとした表情から何かを感じとり、他の参加メンバーよりも多くの情報を得てくる人がいる。この「感じる力」はAが苦手とする分野であり、仕事をスムーズに進めるためにも、ますます必要となる能力であろう。このような人は、日頃から何かを感じとり、自己学習を続けるので、成長速度も速い。

この「感じる力」は座学ではなく、日常生活のなかで身に着けるほかない。教えられることに慣れた人には、ときどき助言はしても、安易に手を差し伸べないほうがよいのかもしれない。感じる力は受動的な姿勢で身につくものではないからである。

職人の世界では、技術の伝承や人材育成は、師匠の技を「盗む」ことが重要とされてきた。師匠との上下関係は厳しく、一定の「下積み」も必要だ。

終身雇用が崩壊し、転職が一般的となった現在では、そのような指導方法は少なくなつたかもしれないが、技を「盗む」には、観察力と考える力を鍛えるというメリットもある。職人はちよつとした違い、変化、仕

人材育成

公認会計士
布施 伸章

草からもヒントを得て創意工夫を重ねていく。

職人の世界とは大きく異なるものの、私も「あの上司は、何故いつも難しい案件をあたるべき方向で着地させるのか」とその上司の行動や話し方をよく観察した。そして、自分には一体何が欠けているのかを比較し、試行錯誤を繰り返して、少しずつ成長したように思う。これは勉強でもスポーツでも何にでも当てはまるように思う。手をすぐに差し伸べてしまつては、観察し、考え、工夫し、努力を重ねるという自立的な成長のプロセスが欠けてしまう。

私は「下積み」や雑用も、後になってみると「仕事の基礎体力」につながつたと感じる人が多い。雑用をしながら、いろいろな人に会い、情報や助言をもらい、本音を聞き、時に叱られながら人の気持ちを感じとっていたように思う。世の中は理屈どおりに進まないことが多い。正しいと思うことを発言することは大切であるが、それだけでは意見はまとまらない。事前準備、根回し、相手の立場への配慮など人の気持ちを理解することも必要だ。気を使うこと

は面倒であり大変であるが、それも人を成長させるのだと思う。このように一見、無駄や非効率と思われることでも、長い目で見たら大切なこともある。働き方改革で気になることがある。労働生産性の向上・長時間労働の是正は極めて重要な課題であり、業務の効率化を図り、労働時間の上限を設けることに私も賛成だ。ただ、それも程度の問題と感じるときがある。

最近、若手から、時間の制限もあり、重要な相談事項への対応や詰めめの協議に参加できないといった話を聞くことが多くなつた。案件に最後まで主体的に関与し、やり切つたという達成感が得づらいようだ。また、その経験不足により、自分自身の成長スピードを含めて将来に不安を感じるとのことである。ギリギリの交渉や緊張感のある時間を上司と共有し、何かを感じとれることは、とても貴重な経験となる。当事者として困難を乗り越つた経験は大きな自信となり、さらに次の挑戦への原動力になる。

労働時間の制約を理解しつつも、ときとしてバランスのある対応も大切なのだと思う。

監査情報の充実に関する懇談会 報告書、公表——金融庁、監査情報充実懇

去る1月22日、金融庁「会計監査についての情報提供の充実に関する懇談会」（座長・八田進二・大原大学院大学教授）は、「会計監査に関する情報提供の充実について——通常とは異なる監査意見等に係る対応を中心として——」（以下、「報告書」という）を公表した。

報告書は、監査人が、財務諸表利用者に対し、自ら行った監査に係る説明を行うことは、監査人の職責に含まれるものであり、会計監査の品質向上・信頼性確保に向けた自律的な対応の一環として、監査人は、自らの説明責任を十分に果たしていくことが求められるとしている。

特に、財務諸表利用者の関心が高い、限定付適正意見、意見不表明または不適正意見（以下、「通常とは異なる監査意見等」という）が表明された場合の監査人からの説明・情報提供や、監査人の交代理由などについての企業や監査人による適切な説明・情報提供が重要な課題と考えられるとし、次のような論点をとりまとめている。

通常とは異なる監査意見等についての説明・情報提供

① 監査報告書の記載

監査報告書において、監査意見の根拠を十分かつ適切に記載することを求める。

たとえば、次のような点について、財務諸表利用者が理解できるように、可能な限り明確に記載する必要がある。

- ・ 表明された意見と除外事項との間の関係
- ・ 除外事項の具体的な内容
- ・ 除外事項に係る具体的な影響額、または具体的な影響額を示すことが困難な場合にはその合理的な根拠

② 監査報告書以外での追加的な説明

監査報告書以外での追加的な説明について次の対応を求めている。

① 監査報告書以外に、監査人は、株主総会での意見陳述の機会を活用。企業側も、株主総会の議事運営にあたり、監査人の意見陳述の機会を尊重

② 四半期決算など株主総会の機会を活用できない場合であっても、適切な説明の手段を検討

③ 監査役等は、監査人による追加的な説明を促す

③ 守秘義務

監査人が株主等に対して必要な説明・情報提供を行うことは、公認会計士法上の「正当な理由」に該当し、守秘義務違反とならないことを明確化する。

監査人の交代に関する説明・情報提供

監査人の交代に際し、単なる「任期満了」など、実質的な交代理由が開示されていないなか、企業および監査人は、監査人の交代理由について、実質的な内容を記載することを求めている。

*

報告書では、金融庁、取引所、日本公認会計士協会を含む関係者に、報告書の内容を踏まえ、必要な環境整備についての検討を速やかに開始することが期待されるとしている。

いる。

小規模な金融機関を含む利害関係者は、WARM法の使用が認められるかどうかをFASBに尋ねていた。WARM法では、過去の平均年間貸倒率を報告日の金融資産の残高に対する信用損失の見積りの基礎として使用される。

スタッフQ&Aの内容

このQ&Aでは、主に次の質問とそれに対する回答を示している。

- ① WARM法はサブ・トピック326—20における信用損失の見積りの適切な方法か？
- ② WARM法を使用するかどうかの決定にあたり、企業が検討すべき要素は何か？
- ③ 企業は、WARM法を使用して信用損失をどのように見積るか？

去る1月10日、FASBは、「金融商品—信用損失（トピックス326）」で要求される信用損失の見積りのための加重平均残余満期法（the weighted-average remaining maturity method：WARM法）に関するスタッフQ&Aを公表した。

スタッフQ&A公表の背景

新しい信用損失に関する基準書（ASU 2016—13）は、2019年12月16日以降開始す

る年度から強制適用され、企業が金融資産から回収できると予想する純額を示すために、過去の経験、現在の状況、合理的で支持し得る予想を基礎に、報告日で保有する金融資産の予想信用損失を測定することを要求している。

基準書では、特定の計算方法を要求していないが、状況に適した関連情報と見積り方法の決定において企業の判断を認めて

国際会計

金融商品の信用損失に関するスタッフQ&A、公表——FASB

この10日間に公表・公布された経理関係重要法規等

日付	法規等	出所	備考	掲載号
2019年 1月16日	改正企業会計基準21号 「企業結合に関する会計基準」等	ASBJ	条件付取得対価に関連して対価の一部が返還される場合の取扱い等について定めたもの。2019年4月1日以後開始する事業年度の期首以後の組織再編から適用する。 https://www.asb.or.jp/jp/accounting_standards/accounting_standards/y2019/2019-0116.html	今号情報 フラッシュ
2019年 1月17日	中部支部監査実務チェックリスト研究会 「監査実務チェックリスト研究会報告書 2018「監査役監査チェックリスト④【上場 会社編】」	日本監査協会	2017年9月公表の「改訂版監査役監査チェックリスト③」をもとに、1月11日付けで上場会社向けに必要と思われる事項の追加等を行ったもの。 http://www.kansa.or.jp/news/briefing/post-440.html	—
2019年 1月18日	企業会計基準公開草案63号 「時価の算定に関する会計基準(案)」等	ASBJ	金融商品の時価に関するガイダンスおよび開示に関して、国際的な会計基準との整合性を図るもの。コメント期限は、2019年4月5日まで。 https://www.asb.or.jp/jp/accounting_standards/exposure_draft/y2019/2019-0118.html	今号情報 フラッシュ

先手必勝の金融政策

金融

日銀は1月23日、3カ月ごとに作成する「経済・物価情勢の展望(展望リポート)」を公表した。それによると、2018年度の実質GDP成長率は、政策委員見通しの中央値で前回の年率1.4%から今回は0.9%に大幅に低下した。これは、昨年夏の自然災害の影響であるとしている。ただ2019年度、2020年度にかけては、逆に前回見通しよりも各々0.1、0.2ポイント上がって0.9%、1.0%で、上方修正となっている。

注目したいのは生鮮食品を除く消費者物価指数で、消費税率引上げ・教育無償化政策の影響を除くケースでも、2019年度、2020年度で各々0.9%、1.4%となっている。これは、前回10月の1.4%、1.5%から下方修正となっている。ちなみに、この2019年度見通しは、1年前の2018年1月に発表された数字は1.8%だったが、3カ月ごとに徐々に切り下げられて今回0.9%になった。2年で達成するという目標は

とうに放棄した物価上昇率2%目標であつても、これだけ目標から乖離すれば対応策を打つて然るべきだろう。すなわち、今日の日銀の政策では対応できていない、よくいっても後追いになっている、ということだ。同じ展望リポートのなかで挙げられている経済のリスク要因のうち、「海外経済の動向」だけを考へても、イギリスのEU離脱問題とアメリカの政府閉鎖問題、

世界の株式市場、一進一退へ

証券

米中に代表される保護主義的な動きの拡大は、今年度中に市場への影響が明確になる可能性がある。黒田総裁は、非伝統的手法に関しては金融政策の手詰まりとはいえないという趣旨を会見で述べたが、そうであれば、今回具体的な手法について触れるか、近い将来先手を打ってその考へる手段を実行に移すべきだろう。それが、物価見通しに政策が追いついていない日銀に対する不信感を拭う唯一の方法である。

主要国市場の株価は着実に上昇し、1月中旬末には年初比4.6%の上昇を達成した。NYダウは5.8%の上昇で、世界の株式市場を引っ張ってきた。上昇要因は、パウエル米FRB議長が柔軟な金融政策を採用すると公開の場で発言したこと、および米中貿易協議はアメリカ有利で進んでいるという情報頻りに流れたことの2点である。しかし、NYダウは1月下旬に入って一進一退、株価は結果的に横ばい状態になってきた。

米中貿易摩擦で関税が引き上げられ、コスト上昇、業績悪化の企業が増えてきたことが株価にもマイナスとなってきた。もっとも、企業業績の問題は事前予想を上回る企業もあり、こちらは株価にプラスとなっている。両者がせめぎ合って平均株価は横ばい状態となる。これからアメリカ経済は米中貿易摩擦が一段と現実経済に影響してくる。1月中旬までのような隙間に素早く手を入れて株価上昇を実現できる局面もあるが、基本的

にはトランプ・リスクの顕在化に苦しむことが多くなるのではないか。

中国は、貿易の落ち込み、内需低迷によって、昨年のGDP成長率は28年ぶりの低水準になった(それでも実質6.6%である)。有力企業の業績悪化も相次いでいる。ところが、上海総合株価は他国市場並みの5.3%となった。政府の景気対策・財政支出増加への期待があるようだ。

中国の貿易の低調は、すでに日本の貿易にも影響を及ぼしており、2018年度の貿易収支は3年振りの赤字となる見通しになってきた。日本の貿易収支が赤字となるのは、以前は原油輸入の増加が主因であったが、現在は中国向け輸出の減少など輸出不振が響いている。世界経済の下方修正リスクが相次ぐ今年、日本の輸出立ち直りの可能性は小さい。5月、改元、新時代を日本の株式市場はどう迎えるのだろうか。